

工事請負契約書第25条第5項の運用

この運用は、三田市において工事請負契約書第25条第5項（以下「単品スライド条項」という。）のうち、請負者が三田市長に対して請負代金額を変更請求する場合の取り扱いについて定めるものとする。

1 適用対象材料

鋼材類、燃料油及びその他の主要資材

2 適用対象工事

- ① 残工期が2ヶ月以上ある場合で、請負者から単品スライド条項による請負金額の変更請求があった工事。ただし、三田市長と請負者の協議により様式1号別紙を省略する場合は、残工期が1ヶ月以上ある場合とする。
- ② 工事材料の品目ごとに、設計時点からの資材価格の変動額が、請負代金額の1/100を超えるものがある工事（部分払い対象部分を控除）。ただし、超えた品目のみが請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）の対象となる。

3 スライド額の算定

スライド額の算定にあたっては、兵庫県単品スライド条項の運用を参考に行うものとする。

4 スライド額請求

請負者が、資材価格の急激な変動に伴い請負代金額を変更したい場合は、工事請負契約書第25条第5項に基づき、様式1号により三田市長へ請求することができる。この請求にあつては、適用対象材料毎に購入単価、購入数量等を整理した様式1号別紙を提出しなければならない。その内容を証明する納品書等の資料を添付しなければならない。ただし、三田市長と請負者の協議により様式1号別紙を省略することができる。

5 協議開始日の通知

三田市長は、第4項の請求がされた場合、工事請負契約書第25条第8項に基づき、請負者の意見を聴いて工事請負契約書25条第7項の協議開始の日を様式2号で通知しなければならない。

6 スライド額協議

三田市長は、第3項によりスライド額を積算し、様式3号によりスライド額について請負者と協議しなければならない。

7 スライド額協議の回答

請負者は、協議開始の日から14日以内に様式4号で、スライド額協議に対して承認するか、承認しないかの回答を行わなければならない。ただし、

三田市長と請負者の協議により様式1号別紙を省略した場合は、14日以内を3日以内とする。

8 協議が整わない場合のスライド額通知

三田市長は、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、工事請負契約書第25条第7項ただし書きに基づき、スライド額を定め、様式5号により請負者へ通知するものとする。

付 則

- 1 この運用は、平成20年8月1日から運用し、適用する。

付 則

- 1 この運用は、平成20年12月12日から運用し、適用する。

付 則

- 1 この運用は、平成21年1月19日から運用し、適用する。
- 2 工期が運用開始日以降で平成21年3月31日以前の工事に限り、工期満了1ヶ月前までに変更請求があつた工事を適用対象工事とする。